

# 公社等見直し実行計画の取組状況

1	福島県土地開発公社	1
2	(財)ふくしま自治研修センター(シブタツ分)	3
3	(財)福島県農業振興公社	9
4	(社)福島県林業公社	13
5	(社)福島県畜産公社	19
6	福島県住宅供給公社	21
7	福島県道路公社	25
8	(財)福島県建設技術センター	29
9	(財)福島県下水道公社	35
	公社等外郭団体の基本的方向の修正(H16.10)	39

平成 17 年 6 月

福島県行財政改革推進本部  
(公社等外郭団体見直し部会)

## 公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	福島県土地開発公社	担当組織名	企画調整部交通土地領域土地調整グループ
-----	-----------	-------	---------------------

### 基本的方向を踏まえた改革目標

#### 【目標】 土地開発公社の在り方検討

県は、存廃も含め、土地開発公社の在り方について検討し、できる限り早く結論を出す。

#### 《定款上の事業内容》

- 1 目的を達成するため、次の業務を行う。
  - 一 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
    - ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
    - イ 道路、公園、緑地その他の公共施設は公用施設の用に供する土地
    - ウ 公営企業の用に供する土地
    - エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
    - オ 観光施設事業の用に供する土地
    - カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
    - キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
    - ク 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地
  - 二 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。
  - 三 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得あつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

### 進 行 管 理 体 制

交通土地領域を中心に、関係領域等との打合せを適宜行いながら、進行管理を行う。

運営状況など全般的な事項については、県が、毎年度1回調査を行うとともに、定期的に有識者で構成する第三者機関による統一的・客観的な点検評価を実施し、必要に応じて助言等を行う。

## 取組実績と今後の取組み

### 【目標 土地開発公社の在り方検討】

#### 1 今後の方向性決定(県 H17.3)

公社等外郭団体見直しに関する「基本的方向」に基づき、公社の今後の在り方について結論づけた。

#### 〔在り方の骨子〕

平成16年度をもって「新規事業」は行わない。

平成17年度以降は、「継続事業」及び「債権管理」のみを業務とし、業務量に見合った組織・人員体制への合理化を図りながら、当該業務が終了した時点で解散する。

#### 〔「今後の在り方」実現方策のポイント〕

##### (1) 新たな「公有地取得事業」等の取止め

公社が実施している「公有地取得事業」、「土地取得造成事業」及び「あっせん等事業」については、継続事業のみを執行する。

#### 《継続して執行する事業》

事業名	内容
公有地取得事業	国道114号線浪江拡幅、福島空港公園整備及び福島県農業総合研究センター(仮称)本部整備に係る公有地の先行取得
土地取得造成事業	いわき四倉中核工業団地の整備
あっせん等事業	常磐自動車道及び東北中央自動車道の用地取得事務等

##### (2) 適正な債権管理

公社が有する債権について、着実な回収を図る。

##### (3) 組織・人員体制の合理化

組織・人員体制について、今後の業務量に対応しつつ、管理部門の道路公社との統合など、より一層の合理化を推進する。

【計画どおり実施】

#### 2 「今後の在り方」実現方策の取りまとめ

##### 組織・人員体制の合理化(県・公社)

県道路公社の在り方検討を踏まえながら、同公社との管理部門の統合等、具体的な手法について検討する。

##### < 検討の内容 >

課題・問題点の整理、検討結果を踏まえた関係機関等の調整

##### 適正な債権管理(県・公社)

公社は、本宮町工業団地造成事業に係る未収金の着実な回収を図る。

平成17年3月末現在の元金 11,919百万円

## 公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	財団法人ふくしま自治研修センター (シンクタンクふくしま)	担当組織名	企画調整部地域づくり領域 地域政策グループ
-----	----------------------------------	-------	--------------------------

### 基本的方向を踏まえた改革目標

#### 【目標 1】 基本の方針の策定等

今後のシンクタンク運営の基本の方針を策定し、県内自治体の抱える課題に重点を置き、人的、財的資源を集中することにより、自治体の政策提言機能と課題解決への支援機能の強化を図る。

#### 【目標 2】 地域づくりコーディネート機能の強化

住民協働ワークショップなど多様な住民参加手法を取り入れ、県内自治体と地域住民を結ぶコーディネート機能を強化し、住民協働による地域づくりへの支援を行う。

---

#### 《寄附行為上の事業内容》

- ( 1 県内地方公共団体の職員に対する研修の実施 )
- ( 2 県内地方公共団体が実施する研修に対する助言及び援助 )
- 3 地方自治の振興に関する自主調査研究並びに情報の収集及び提供
- 4 地方自治の振興に関する調査研究の受託
- ( 5 ふくしま自治研修センターの施設に係る管理の受託 )

### 進 行 管 理 体 制

各研究員の活動については、四半期ごとに自己点検評価を行うとともに、内部評価管理委員会（仮称）を設置してその管理を行う。

全体の進行管理についても、同委員会により、四半期ごとに事業の執行状況及び成果に関する点検評価を行う。

運営状況など全般的な事項については、県が、毎年度 1 回調査を行うとともに、定期的に有識者で構成する第三者機関による統一的・客観的な点検評価を実施し、必要に応じて助言等を行う。

## 取組実績と今後の取組み

### 【目標 1 基本的方針の策定等】

- 1 基本的方針の策定（公社 H17.3）  
「シンクタンクふくしま運営に関する基本的方針」を策定した。

#### 【基本的方針の骨子】

- 1 自治体への政策提言機能の強化等
  - ・ 調査研究テーマの重点化
  - ・ 組織体制の整備等
- 2 自治体と住民のコーディネート機能の強化

【計画どおり実施】

- 2 他のシンクタンク機関との連携強化の検討（県・公社 H17.4～）  
地域に根ざした調査研究機関として、政策提言機能とコーディネート機能等を強化するため、シンクタンクふくしまの今後のあり方について、関係部局からなるプロジェクトチームを設置し、検討を行う。

#### 〔プロジェクトチームの概要〕

設置時期：平成17年5月

構成機関：企画調整部（総務企画グループ）  
                  "          （首都機能移転・超学際グループ）  
                  "          （地域政策グループ）  
                  総務部（総務予算グループ）  
                  "          （職員研修グループ）  
                  "          （行政経営グループ）

- 3 外部専門機関との連携強化(公社)  
福島県内シンクタンク連絡交流会の開催(例年2月開催)  
講演：福島大学副学長（演題：「県内シンクタンクに望むもの」）  
連絡交流会の構成員  
シンクタンクふくしま、福島経済研究所、いわき未来づくりセンター、大東銀行

いわき未来づくりセンターとの定期的な情報交換  
年に数回、様々な課題について自由な意見交換を行う。

仙台都市総合研究開発機構等と定期的な情報交換  
年に数回、上記機構が調査研究している事項等について、意見交換を行う。

地方シンクタンク協議会等への参加  
交流会、研修会等に参加する。（7回）

民間シンクタンク「NPOぐんま」との共同研究(H16.11)  
内閣府の委託調査「地方公共団体における先進的アウトソーシング事例に関する調査」について、民間シンクタンク「NPOぐんま」と協力して、会津坂下町の事例調査を行った。

福島大学との共同研究等の検討  
地域課題に応じた自主調査研究について、福島大学との共同研究等の可能性を検討する。

人的ネットワークの活用  
各種調査研究において、人的ネットワークを活用し、有識者からの指導・助言を求める。

【計画どおり実施】

4 専門研究員の拡充、客員研究員制度の創設(公社)

ヒアリング調査等の実施 (H16.10)

専門研究員との連携により、県内の自治体を対象とした「行財政改革」、「地域内連携」に関するヒアリング調査、アドバイスを行った(5団体)

共同研究の実施(H17.3~)

専門研究員の協力を得て、伊達地方5町と「地域住民自治組織」をテーマにした共同研究を開始した。

専門研究員

民間の発想を取り入れた調査研究・政策提言に資するため設置

・人数 1名

・氏名 坂口 正治(東日本国際大学福祉環境学部非常勤講師)

人的ネットワークの活用等

自主調査研究、受託調査研究等に関するアドバイス、シンポジウム等開催に関する助言、外部専門機関とのネットワークの拡充などについて、専門研究員の活用を図った。

また、東北大学の教授など県外の外部専門機関の職員をシンポジウムの講演者、調査研究のアドバイザー等として活用した。

【計画どおり実施】

客員研究員制度の創設(H17年度内)

研究員等の得意分野や専門分野以外の分野における調査研究能力の向上を図るため、今年度内に方向性を打ち出す。

5 特別研究員とのネットワークの緊密化(公社)

特別研究員との意見・情報交換

所内研究会等において特別研究員の参加を得て、意見交換・情報交換を実施する。

特別研究員に対する一斉アンケート調査(H17.1)

自治体が抱える課題把握に役立てるため、特別研究員に対して一斉アンケート調査を実施した。

特別研究員

シンクタンクのOB職員40名(平成17年度)を任命

市町村等の行政の現場に籍を置く研究員であるため、所の研究員よりも行政の課題を把握しやすい。

【計画どおり実施】

6 自治体の課題に適合したテーマ設定(公社)

情報交換の緊密化

シンクタンクが実施している「ミニ講座」の場を利用してアンケートを実施し、県内自治体のニーズの把握に努めた(県内7方部1回ずつ)

県内自治体(県を除く。)に対して、平成17年度実施予定の委託調査事業の一斉アンケート調査を行い、必要に応じて相手先自治体を訪問した。

平成17年度も引き続き実施する。

平成17年度における自主調査研究について、市町村が必要としているテーマの設定に役立った。また、平成17年度における市町村の調査事業の受託勧誘に役立った。

情報交換体制の整備

メールマガジンの配信(本格配信:H17.5~)

今年度からメールマガジンを配信し、情報交換体制の整備を図る。

配信件数	予定としては月に1回
配信先	県(205) 市町村(83) 賛助会員(12)
その他	ホームページから登録申込することが可能。

【計画どおり実施】

7 調査研究成果の発表の場の拡充(公社)

研究報告書「ミニレポート」の発行

「ミニレポート」(9、10、11)により調査研究成果を発表  
ホームページ掲載、シンポジウム等での配布

機関誌「ニュースレター」の発行

「ニュースレター」(25、27、29)により調査研究成果を発表  
ホームページ掲載、シンポジウム等での配布

ミニ講座の開催(実績:県内7方部1回)

研究員の派遣(実績:7団体7回)

各種団体等が行う研修会等へ研究員を講師等として派遣

【計画どおり実施されているが、今後、報道機関を活用した広報など、より効果的な手法を導入する必要がある。  
一般県民が調査研究成果に触れることができる機会の拡充について検討する必要がある。】

8 地域情報ライブラリーの利用促進

機関誌「ニュースレター」25、ミニ講座、市町村訪問等の機会、さらにはメールマガジンのテスト配信時(H17.3)の際に、「地域情報ライブラリー」のPRを行った。

平成16年度末の登録情報件数:24,933件

〔地域情報ライブラリーへのアクセス方法〕

手法1:シンクタンクふくしまのホームページからアクセス  
キーワードで検索(例えば「地産地消」など)

手法2:電話やFAXによる照会  
所の担当者が検索

手法3:直接、来所して照会  
閲覧

【計画どおり実施】

## 【目標2 地域づくりコーディネート機能の強化】

### 1 多様な住民参加手法の導入、実践（公社）

ワークショップ手法の導入

受託調査事業（4団体5件）の中で、行政・住民協働による地域づくりを推進するため、ワークショップの手法を導入した。

#### 〔実施概要〕

住民等の参加者 160人

開催回数 延べ37回

参加者の職業等 農業、会社員、主婦、ボランティア、地域づくり団体職員、公共的団体職員、学識経験者、行政、公募参加者など

参加者の反応 参加者の多くが、好意的に評価している。

行政の仕事に参加でき、かつ、その成果が見える  
行政に自分の意見が反映されること など

ワークショップ講座等の開催（H17～）

自治研修センターの専門研修である対人能力開発コース「住民協働ワークショップ講座」との調整を図った上で、講座などの実施を検討する。

【ほぼ計画どおり実施】

### 2 地域づくり団体との連携（公社）

「地域づくり懇談会」の開催（H16.10）

〔平成16年度〕

中島村において「地域づくり懇談会」を開催し、所長等が地域づくり団体の代表者等と意見交換を行った。

〔平成17年度〕

引き続き実施する。

地域づくり団体のとりまとめ組織との連携（H17.8）

「オフィスうつくしま」など、NPO等地域づくり団体のとりまとめ組織と協議し、各団体への情報提供等の方法を検討する。

【計画どおり実施】

### 3 地域づくり相談機能の強化（公社）

シンクタンクに蓄積された地域づくりに関する各種情報に基づき、県内自治体からの相談に応じるとともに、併せて地域ニーズの動向の把握に努めた。

#### 〔相談件数の推移〕

年 度	年度	年度	年度	年度	年度
相談件数	56件	50件	50件	60件	70件

【計画どおり実施】



【これまでの主な調査研究実績】

	業 務 名	概 要
14 年 度	大信村国土利用計画策定業務(受託)	大信村国土利用計画策定にかかる業務
	会津若松市温泉地に関する調査業務(受託)	東山・芦ノ牧温泉の現況調査、課題及び対応策の提案
	いわき市産業連関表作成の試行～平成7年に おける市経済の構造～(自主)	産業連関表作成によるいわき市経済の構造分析、機能分析及び観光消費による経済波及効果分析
	新エネルギー導入事例調査(自主)	全国及び県内の新エネルギー導入事例の紹介
	北東アジアにおける国際物流拠点構想(自主)	北東アジア経済圏の形成と国際物流拠点構想の提案
15 年 度	ふくしま協働のまちづくり市民推進会議ワーク ショップ等運営業務(受託)	ワークショップ(課外含む)の開催(9回)、提案書の取りまとめ
	「新うつくしま子どもプラン」見直しのための県 民意識等調査事業(受託)	子育て環境等に関する県民意識調査及び少子化等の要因分析・将来予測
	新地町行政診断業務(受託)	財政診断、事務事業診断、定員管理・給与診断(現状分析と課題の検討)
	地方分権時代の地方債制度の方向性(自主)	地方債制度の現状と課題、地方分権時代の地方債制度の方向性の検討
	福島県内の地方自治体における行政評価実 施状況～現状と課題～(自主)	県内地方自治体における行政評価の取組状況、自治体の目標と目標に対する現状
16 年 度	「うつくしま21」中間総点検調査(受託)	社会経済情勢の調査・分析、県民アンケート調査、研究会の運営
	会津高原高畑スキー場等の経営見直しに関す る調査(受託)	運営状況診断、外部環境診断、アンケート調査、先進事例調査、財務分析診断、財務予測・企業会計シミュレーション、経営改革プラン策定
	地産地消と食育(自主)	学校給食の取組み紹介、地域活性化戦略の提案
	水道事業への公民パートナーシップ(PPP)の 導入(自主)	水道事業の現況と課題、PPP導入事例研究に基づく民間委託の実際と課題の整理
	地域自治組織に関する調査(自主)	地方制度に関する動向の整理と先進事例調査(全国・県内)

## 公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	財団法人福島県農業振興公社	担当組織名	農林水産部農林総務領域総務予算グループ
-----	---------------	-------	---------------------

### 基本的方向を踏まえた改革目標

#### 【目標１】 第二次経営合理化計画に基づく取組み

第二次経営合理化計画（平成14年6月策定）に基づき、次の各事項に取り組み、累積欠損金（13年度末で約618百万円）を平成18年度末までに約490百万円（128百万円）に縮減する。

収益事業の廃止を踏まえ、また、今後の公益事業の業務量の推移を見極めながら、必要最小限の組織人員体制とする。

より一層の経費節減を図る。

農地保有合理化事業等手数料の増収を図る。

#### 【目標２】 長期保有地の処分

開発関連長期保有地や一般長期保有地、その他の長期保有地の早期処分に向けた具体的な措置を講ずる。

#### 《寄附行為上の事業内容》

- 1 農地保有合理化事業等に関すること。
- 2 農業構造の改善に資する事業に関すること。
- 3 就農支援資金等の貸付及び就農の支援促進等に関すること。
- 4 特定鉱害復旧事業等に関すること。
- 5 農業の振興に関する調査研究及び啓発、宣伝に関すること。

### 進行管理体制

農業振興公社の第二次経営合理化計画（平成14年6月18日策定）については、計画策定に関係した総務予算グループ、普及教育グループ、担い手育成グループ及び公社において進行管理を行う。

運営状況など全般的な事項については、県が、毎年度1回調査を行うとともに、定期的に有識者で構成する第三者機関による統一的・客観的な点検評価を実施し、必要に応じて助言等を行う。

## 取組実績と今後の取組み

### 【目標1 第二次経営合理化計画に基づく取組み】

〔累積欠損金の縮減実績〕

82百万円縮減(H16末) (計画：累積欠損金を平成18年度末までに 128百万円縮減)

(単位：百万円)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
実行計画	25	26	24	26	27
実 績	21	29	32	-	-

平成16年度については、見込みの数値

### 1 組織人員の適正化(公社)

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
常勤役員	2	1	1	1	1	1
職 員	15	14	12	12	12	11

【計画どおり実施】

### 2 経費の削減(公社)

実行計画の内容	実績
5年間、役職員年間給与の約1割を削減：年間約11,300千円節減	約12,380千円節減
借室料等を年間約3,500千円節減	約3,650千円節減
事務補助員雇用月数を平成13年度の約2分の1に削減し、雇用経費を年間約2,200千円節減	約2,370千円節減
5年間、県内日帰出張の旅費(日当)非支給：年間1,300千円節減	約1,500千円節減

【計画どおり実施】

### 3 収入の確保(公社)

農作業受委託手数料の新設及び農地賃貸借手数料徴収対象の拡大による手数料増収

(単位：千円)

年度	15年度	16年度	17年度
計画額	2,800	3,600	5,000
実績額	4,520	6,360	-

【計画どおり実施】

### 4 県の助成措置(県)

公社が県行政の補完的業務にのみ取り組むこと及び経営合理化を進めていくことを踏まえ  
所要の助成措置を実施 (実績：約190,890千円)

【計画どおり実施】

### 5 次期計画の策定検討(公社 H17~)

第二次経営合理化計画(計画期間：14~18年度)後の計画の策定について検討する。

## 【目標2 長期保有地の処分】

### 〔長期保有地の状況〕

区 分	H14.12実行計画 策定時保有面積	H14～H15までの 処分量	H16中処分量	今後の処分量
開発関連長期保有地	50.2ha	1.4ha	0.0ha	48.8ha
郡山市郡山東部地区	27.4ha	0.0ha	0.0ha	27.4ha
会津若松市大戸地区	9.8ha	0.0ha	0.0ha	9.8ha
相馬市磯部地区	5.4ha	1.4ha	0.0ha	4.0ha
相馬市柚木地区	7.6ha	0.0ha	0.0ha	7.6ha
一般長期保有地（12市町村）	10.1ha	0.9ha	1.2ha	8.0ha
その他の長期保有地	115.5ha	7.2ha	104.0ha	4.3ha
相馬市東玉野地区	1.1ha	1.1ha	- ha	- ha
相馬市横川地区	40.4ha	0.0ha	40.4ha	- ha
相馬市今田地区	63.6ha	0.0ha	63.6ha	- ha
相馬市磯部地区	6.2ha	6.1ha	0.0ha	0.1ha
相馬市和田地区	4.2ha	0.0ha	0.0ha	4.2ha

#### 1 開発関連長期保有地の処分策

関係機関（県、関係市）と協議し、公用、公共用等、他用途利用も視野に入れた具体的有効利用方を検討

売渡価格は、公社の規定に沿った価格を基本とするが、近年の地価動向や近傍価格等も勘案し、関係機関（県、関係市）との協議の中で引き続き柔軟に対応する。

売渡に当たり、差損対策や支援対策等について、引き続き関係機関（県、関係市）との協議を重ね、処分に努める。

#### 2 一般長期保有地の処分策

市町村農業委員会等と協議しながら、売渡先の掘り起こしを行い、早期処分に努める。

売渡価格は、公社の規定に沿った価格を基本とするが、近年の農地価格動向を踏まえ、近傍価格も参考にし柔軟な対応も検討する。

農地価格の下落等に備えるため、売買事業損失引当金の積み増しを行う。

年度実績：780万円の積み増し

#### 3 その他の長期保有地の処分策

関係機関（県、関係市）と協議し、公用、公共用等、他用途利用も視野に入れ早期処分に努める。

〔長期保有地の概要〕

区 分	具 体 の 内 容
開発関連長期保有地	市町村からの申出書等に基づき買い入れた未墾地又は造成して農地等とした土地で、長期間保有し、借入金があるもの。
一般長期保有地	規模拡大農家に売り渡す目的で買い入れた農地で長期間保有しているもので、借入金があるもの。
その他の長期保有地	上記以外で、長期間保有しているもの。

## 公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	社団法人福島県林業公社	担当組織名	農林水産部森林林業領域森林整備グループ
-----	-------------	-------	---------------------

### 基本的方向を踏まえた改革目標

#### 【目標 1】 第 2 次改善計画に基づく長期借入金の増大の抑制

長期借入金（15 年度末時点：442 億円）について、第 2 次改善計画（平成 13 年 6 月）に基づく具体策の実施により、増大の抑制を図る。

#### 第 2 次改善計画の概要

計画の性格	平成 80 年を目標にした経営改善計画		
改善内容 (効果)	収入	間伐収入の確保：	191 億円
	支出	事業費の減（施業基準の見直し）：	35 億円
		管理費の削減：	36 億円

#### 【目標 2】 分収造林事業の枠組み検討

森林整備（分収林事業）のための借り入れにより、厳しい経営状況にある公社事業について、「林業公社事業の在り方に関する懇談会」の提言を踏まえながら、今後の事業枠組みの方向性を得る。

#### 《定款上の事業内容》

- 1 造林又は育林及び伐採に関する事業
- 2 森林の造成及び施業の受託に関する事業
- 3 分収造林及び分収育林制度の促進に関する事業
- 4 森林、林業に関する普及啓蒙事業
- 5 林業の経営、技術の指導等林業の振興に関する事業

### 進 行 管 理 体 制

長期収支見通しが、平成 80 年を目標とした長期計画であることから、進行管理を行うために、5 年を 1 期とする分期計画を策定する。

公社内に分期計画の進行管理委員会を設置し、第 2 次改善計画及び分期計画に基づく改善内容及び業務内容の進行管理を行う。

第 2 次改善計画を含めた分期計画の実行状況については、毎年公表を行う。

運営状況など全般的な事項について、県が、毎年度 1 回調査を行うとともに、定期的に有識者で構成する第三者機関による統一的・客観的な点検評価を実施し、必要に応じて助言等を行う。

## 取組実績と今後の取組み

### 【目標 1 第2次改善計画に基づく長期借入金増大の抑制】

#### 1 経営改善の重点事項（間伐収入の確保）

計画的かつ積極的に間伐を行い、間伐収入を確保

区 分	収入確保面積		間伐収入	
	年度	年度	年度	年度
計 画	73 ha	92 ha	2,457千円	1,600千円
実 績	45 ha	-	1,904千円	-

平成16年度の保育間伐総実施面積：840ha

【分期計画の目標数値（1,600千円）は上回った。】

#### 2 経費節減等の合理化を図る事項

人件費等管理費の節減

期末手当、定期昇給額の縮減、職員の退職等により、管理費を節減

区 分	年度節減額	年度節減額
計 画 額	24,718千円	32,159千円
実 績 額	35,842千円	-

【計画どおり実施】

森林施業の合理化

近接する団地での施業などの合併発注による諸経費の節減

区 分	発注件数		経費節減額		
	年度	年度	年度	年度	
計 画	集約前	720件	630件	30,000千円	26,000千円
	集約後	400件	340件		
実 績	集約前	739件	-	27,689千円	-
	集約後	443件	-		

【ほぼ計画どおり実施】

保育事業については、林木の生長に応じた施業により、引き続き経費節減を図り、平成17年度も10%程度削減し2,785haとする。

無利子資金の活用

無利子の森林整備活性化資金を積極的に活用

区 分	資金活用対象面積		資金活用額	
	年度	年度	年度	年度
計 画	1,349ha	1,025ha	57,170千円	54,270千円
実 績	1,074ha	-	53,145千円	-

【ほぼ計画どおり実施】

無利子の森林整備活性化資金の採択要件の緩和を国及び農林漁業金融公庫に要求  
(県・公社)

〔要求内容〕森林整備活性化資金の採択要件の緩和  
現 行 : 1市町村500ha以上の団地  
要求内容 : 面積要件の削除

3 組織体制の整備  
平成16年度の退職者1名を不補充(12名体制)

	14年度	15年度	16年度	17年度		25年度
実行計画	18	17	----->			12
人員配置状況	17	15	13	12		
対前年削減数		2	2	1		

【前倒しで実施】

4 県からの借入金の償還  
償還開始時期繰延べを含めた具体的な返済計画について協議

県からの借入金の元金償還が平成18年から開始されることから、長期収支見通しを十分検討し、返済計画を作成の上、県と協議を実施していく。

【目標2 分収造林事業の枠組み検討】

- 1 内部検討(H16.7)  
平成16年7月開催の「福島県農林水産部林業公社経営改善検討会」において、今後の事業の枠組み等について取りまとめた。
- 2 「林業公社事業のあり方に関する懇談会」からの意見聴取(H16.9~H17.1)  
林業公社事業の在り方について、外部の意見を聞き参考とするため「林業公社事業のあり方に関する懇談会」を延5回開催し、平成17年1月に報告を受けた。(P17~18)
- 3 「公社等外郭団体見直し部会」の決定(H17.3)  
平成17年3月25日開催の「公社等見直し部会」において、次の事項を決定した。

〔決定事項〕

分収林事業の今後の在り方  
森林の有する公益的機能の発揮を重視し、県民共有の財産としての森林を管理するため、林業公社を事業主体として事業を継続

林業公社の今後の在り方

公社の事業

新植事業を行わず、既存の造林地の保育管理に関する事業のみを実施

公社の職員

今後「プロパー職員」の採用を行わず、平成25年度頃までに0名とし、上記事業を実施するために必要な人員については、県派遣職員等により対応



### 抜本的な経営改革

分収林事業を継続する前提として、林業公社の抜本的な経営改革が不可欠であることから、「社員による新たな支援協力」、「公益的機能の発揮に配慮した施業方法への変更」、「分収契約の抜本的な見直し」等を実施

### 林業公社改革の今後の進め方

プロジェクトチームを設置・検討(県 H17.4)

林業公社の抜本的な経営改革を促進するため、関係部局によるプロジェクトチームを設置し、「行財政改革推進委員会」等から意見を頂きながら、平成17年度前半に具体策を取りまとめ・指導

### 第2次改善計画の見直し(公社)

引き続き「経費縮減等の徹底した経営改善」に取り組むとともに、上記の県の指導に基づき、平成17年度中に「第2次改善計画」の見直しを実施

### 県の支援(県)

林業公社の経営改革の取組実績、県の財政状況や金利状況を見極めた上で、「長期借入金の処理」、今後における「借入金によらない仕組みの構築」について検討し、可能なものから着手

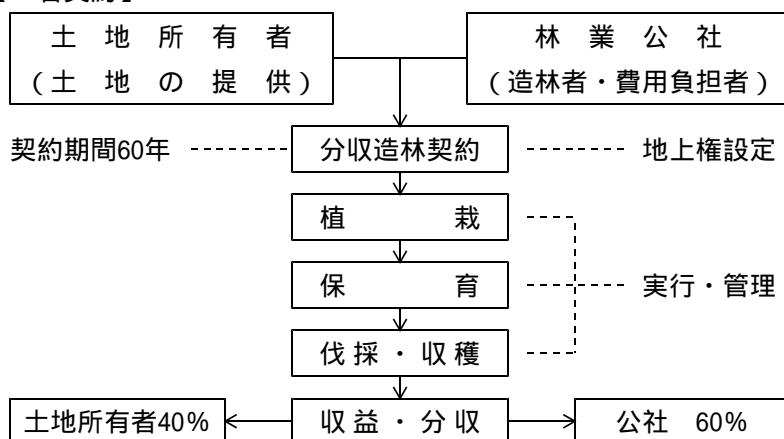
### 〔プロジェクトチームの概要〕

設置時期：平成17年4月

構成機関：総務部(財政グループ)  
" (行政経営グループ)  
" (市町村財政グループ)  
生活環境部(総務企画グループ)  
農林水産部(総務予算グループ)  
" (森林整備グループ)

### 〔分収造林事業の現行フレーム〕

#### 【二者契約】



公社による分収造林は、山村地域の資源の有効利用を図るため、「資金がない」「労力がない」といった事情で自営造林ができない森林に対して、公社が造林者、費用負担者となり、森林所有者と分収造林契約を結び、造林から伐採に至るまでの一切の作業を公社が行う仕組みである。

現在の分収契約期間は60年

林業公社が経営する森林は、そのほとんどが保育・間伐等が必要な若齢林であり、当分の間は収入が期待できず、経営面で厳しい状況にある(資本の投資から回収まで極めて長期間を必要とする特質)。

〔平成17年2月8日農林水産部長に提出〕

## 林業公社事業の在り方に関する懇談会報告書の概要

### 1 公社事業の在り方

木材生産機能に加えて公益的機能の発揮にも重点を置くとともに、長期収支見通しの改善を図るため、新たな枠組みの構築が必要である。

### 2 事業主体

公社又は県のいずれかが主体となる場合にも解決すべき課題が多く、懇談会として意見を一本化しないこととした。

どちらが事業主体となる場合にも、県や市町村による支援が不可欠であることから、施策の緊急性や優先度等を検討しながら適切な方法を選択して（支援を）実施する必要がある。

### 1 林業公社造林地の今後の在り方及び事業枠組み

#### (1) 林業公社造林地の在り方

##### ア 森林の公益的機能発揮にも配慮した森林整備

木材生産機能に加えて公益的機能の発揮にも重点を置くことが必要であることから長伐期施業や非皆伐施業を実施する。

##### イ 借入金に頼らない事業経費負担の在り方

長期収支見通しの改善を図るため、新たな枠組みを構築し、徹底した経費節減や木材の多様な販売方法など増収対策を推進する必要がある。

##### ウ 林業公社造林地への県民理解の促進

各種情報の提供などにより県民理解の促進を図る必要がある。

#### (2) 事業枠組み

##### ア 木材生産機能に加えて森林の公益的機能にも配慮した森林整備への移行

###### (ア) 森林の公益的機能に配慮した森林施業の実施

森林状況等に応じ、長伐期施業、非皆伐施業など多用な森林施業を実施

###### (イ) 森林の状態ですべて所有者に返還

契約終了後も公益的機能が継続されるような森林状態での返還の検討

###### (ウ) 森林整備の重点化

木材生産を進める森林、良好な生長が見込めない森林に応じた森林整備

##### イ 事業費の確保等

###### (ア) 造林補助事業の積極的な活用（補助事業に合致した事業実施の徹底）

###### (イ) 多用な販売方法の検討など増収対策（競争入札、立木販売など）

###### (ウ) 公益的機能発揮に対する継続的な支援

###### (エ) 既契約地に係る分収割合の見直し

（公的資金を導入した場合にあっては、分収契約者が配分を受けることに対して県民の理解を得る必要がある。）

###### (オ) 事業及び造林地の管理委託等による経費の削減

##### ウ 情報の提供

インターネット等による林業公社の営業内容の情報提供

(3) 国等への要請

- ア 既公庫借入金に対する低利資金への借換制度や繰上償還制度等の創設
- イ 林業公社に対する県・市町村が行う支援等への地方財政措置の創設
- ウ 森林整備地域活動支援交付金制度の拡充・強化
- エ 地球温暖化防止対策税制が実施された場合の森林整備に対する助成制度創設

2 事業管理主体の検討

上記「林業公社造林地の今後の在り方及び事業枠組み」を踏まえ、事業管理主体について、林業公社が事業を継続し実施する場合と県が事業を引き受けて実施する場合とに分けて検討を行ったが、いずれの場合にも関係機関の理解や支援が必要になることなどから懇談会における意見の集約はなされていない。

(1) 林業公社が継続して実施する場合

造林地の管理や保育事業等の業務の一括外部委託などによる組織縮小、管理費節減などの自助努力及び社員（森林整備への公的支援、賦課金見直し、繰上償還財源）契約者（公的支援による森林整備等の観点からの分収割合見直しについての理解）国（公益的機能発揮に対する新たな支援策）からの協力や支援などが必要となる。

(2) 林業公社が事業を継続しない場合

公庫借入金に対して融資損失補償を行っていること、造林契約地が広範囲に及ぶとともに契約期間満了まで保育管理を継続する必要があることなど、公社に代わりうる事業主体は県以外にないと考えられる。

〔利点・課題の整理〕

	林業公社が事業継続	県が事業引き受け
利点	<ul style="list-style-type: none"><li>・森林整備推進母体として役割継続</li><li>・社員からの支援で収支改善が期待</li><li>・森林整備活動支援交付金制度（実績88,307千円）が適用</li><li>・繰上償還などにより公庫資金の利子負担の軽減の可能性</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・県行造林と一元的な森林整備が可能となり管理経費が軽減</li><li>・林業公社は県借入金の債務が解消（県は公社に対する債権消滅）</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・社員から新たな支援が得られない場合、借入金に依存する体質が解決できない</li><li>・契約内容の変更（期間延長、分収割合等）</li><li>・林業公社組織を残すことによる管理経費負担</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・分収契約の移転契約事務に伴う労力・経費負担が大きい</li><li>・契約内容の変更（期間延長、分収割合等）</li><li>・林業公社の清算事務</li><li>・森林整備活動支援交付金の適用外</li><li>・公社解散に際して社員負担の検討</li><li>・公益的機能発揮などの観点から公社造林地を県民の財産として管理することへの県民理解が必要</li><li>・林業公社職員の処遇</li></ul>

## 公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	社団法人福島県畜産公社	担当組織名	農林水産部生産流通領域畜産振興グループ
-----	-------------	-------	---------------------

### 基本的方向を踏まえた改革目標

#### 【目標】 社団法人福島県畜産振興協会との統合

社団法人福島県畜産振興協会と、福島県畜産関係団体組織体制再編整備推進協議会の決定に基づき、平成17年4月1日に統合する。

---

#### 《定款上の事業内容》

- 1 優良基礎雌牛の導入
- 2 牛の凍結精液の供給
- 3 牛の受精卵の供給
- 4 福島県家畜市場の管理運営事業

### 進行管理体制

統合するまでの進行管理は、公社及び県において実施する。

## 取組実績と今後の取組み

### 【目標 社団法人福島県畜産振興協会との統合】

#### 《平成16年度》

- 1 協定書の締結（H17.2.4）  
県の立会の下、畜産公社の畜産振興協会への業務・財産の承継等に関する協定書を締結した。

#### 〔協定書の骨子〕

平成17年4月1日に統合  
統合日をもって全業務及び財産の大分を引き継ぎ  
県知事の許可を経ての残余財産引き渡し  
正職員の統合先への転籍

【計画どおり実施】

- 2 解散総会の開催（H17.3.11）  
畜産公社の解散総会において、法人解散の決定、仮決算の承認、清算人の選任等を行った。  
解散届は平成17年4月14日提出

#### 〔清算人の選任〕

代表清算人：副知事  
清算人：農林水産部長ほか6名

【計画どおり実施】

- 3 畜産振興協会の定款等の変更認可（H17.4.1）  
県は、畜産公社の業務等を承継するための畜産振興協会の定款変更を認可した。  
定款変更認可：平成17年4月1日

【計画どおり実施】

累積欠損金（15年度末：約110百万円）については、平成16年9月27日開催の臨時総会における減資額等に関する議決により、解消した。

#### 《平成17年度》

- 1 債権申出の公告・催告（H17.5）  
畜産公社清算人は、民法第79条の規定に基づき、公告により、債権者に対し、債権者の申出をすべき旨の催告（3回）等を行う。
- 2 債権の取立て及び債務の弁済（H17.4~6）  
畜産公社清算人は、民法第78条第1項第2号の規定に基づき、解散時（平成17年3月31日）に有する債権の取立て及び債務の弁済を行う。
- 3 清算人会の開催（H17.7）  
畜産公社清算人は、平成16年度決算の承認、清算収支決算の承認、残余財産の確定並びに処分の承認等を行う。
- 4 残余財産処分許可（H17.7）  
県は、民法第72条第2項等の規定に基づき、残余財産の処分許可を行う。
- 5 残余財産の引渡し（H17.7）  
畜産公社清算人は、民法第78条第1項第3号に基づき、残余財産の引渡しを行う。
- 6 清算終了の届出（H17.7）  
畜産公社清算人は、民法第83条等に基づき、清算終了の届出を行う。

## 公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	福島県住宅供給公社	担当組織名	土木部建築領域建築住宅企画グループ
-----	-----------	-------	-------------------

### 基本的方向を踏まえた改革目標

#### 【目標】 整理計画の実行

公社は、平成16年9月に策定した公社整理計画（マスタープラン）に基づき、平成20年度末の解散に向けて未分譲地の販売等整理業務を遂行する。

県は、計画の進捗状況を点検しながら、必要な指導と支援を行う。

#### 《定款上の事業内容》

- 1 住宅の積立分譲を行なうこと。
- 2 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。
- 3 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。
- 4 市街地においてこの地方公社が行なう住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行なうことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。
- 5 住宅の用に供する宅地の造成とあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行なうことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。
- 6 この地方公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及びこの地方公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。
- 7 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地においてみずから又は委託により行なう住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行なうこと。

### 進 行 管 理 体 制

土木部において、進行管理を行う。

運営状況など全般的な事項については、県が、毎年度1回調査を行うとともに、定期的に有識者で構成する第三者機関による統一的・客観的な点検評価を実施し、必要に応じて助言等を行う。

## 取組実績と今後の取組み

### 【目標 整理計画の実行】

#### 1 分譲資産の販売（公社）

安心生活サポート事業の実施等により、平成20年度までの完売を目指し、計画的な宅地販売に努める。

〔分譲・販売実績と目標(区画(戸)数)〕

年 度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
目 標	-	-	-	-	119	117	98	86	62
実 績	185	89	217	168	115	-	-	-	-

15年度末の未分譲区画数551戸

〔安心生活サポート事業の概要〕

平成17年2月以降に公社と分譲宅地譲渡契約を結び、かつ、公社指定の警備保障会社とホームセキュリティサービスを買上契約された方に対して、5年間の警備サービス費用及び警備機器設置・工事負担金を助成（限度額50万円）。（詳細 P-24）

【概ね計画どおり実施】

#### 2 長期借入金の償還（公社）

分譲宅地の計画的な販売とともに、経費の節減等を図りながら、整理計画期間内に償還できるように努める。

〔長期借入金償還実績と目標〕

（単位：億円）

年 度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
目 標	-	-	-	-	8.5	7.0	7.0	6.0	6.0
実 績	19.9	5.2	10.0	13.5	8.5	-	-	-	-

15年度末の長期借入金34.5億円

【計画どおり実施】

#### 3 公社所有資産の処分（公社）

整理計画に基づき、売却処分等を実施していく。

〔公社所有資産の状況と処分実績〕

資産の種類		公社所有資産の状況(15年度末現在)		平成16年度の販売実績	
		件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)
賃貸事業資産	土 地	9	49,563.84	2	6,901.16
	建 物	5	9,381.60	2	248.92
事業用土地資産		2団地	77,328.23	-	-
その他土地資産		16	91,410.31	2	24,423.00

【計画どおり実施】

4 県関係事業の会社からの移管（県・公社）

現在公社が行っている県営住宅や特定優良賃貸住宅等の管理事業の移管を実施していく。

〔県営住宅等の管理状況〕

事業名	区分	戸数	移管等の実績・今後の取組方針
県営住宅	県北管内	1,985戸	平成16年度をもって終了
	県中管内	2,106戸	
特定優良賃貸住宅	管理受託型	424戸	平成16年度をもって終了（民間移管）
	一括借上型	42戸	平成17年度早期の移管を目指す

特定優良賃貸住宅

民間の土地所有者等が、国及び地方公共団体の補助を受けて中堅所得者等へ向けた居住環境が良好な賃貸住宅を建設し、供給するもの。

管理受託型：公社が管理業務を受託

一括借上型：所有者から賃貸住宅を公社が一括して借り上げて賃貸

【概ね計画どおり実施】

5 経常経費の節減（公社）

整理計画に基づき、経営合理化策として、諸経費の節減に努める。

役職員数（各年度4月1日現在）

年 度	20年度計画	17年度	16年度
職員数	20名	29名（16名）	45名
正職員	14名	18名（4名）	22名

人件費削減額（対前年度比）：約2,100万円

共通経費事務費削減額（対前年度比）：約100万円

（単位：千円）

項 目	20年度目標額	15年度比	16年度決算額
人件費	135,500	54%	228,101
共通経費事務費	14,936	62%	約23,000

「人件費」は、常勤役職員分の推計費。

「共通経費事務費」は、決算後であるが、今後事務費についての仕分けが必要であるため概数。

【計画どおり実施】

6 職員の処遇（公社・県）

「希望退職制度」の平成16年度適用者：2名

「公社職員資格取得等支援研修制度」の平成16年度適用者：1件

「人事交流」

下水道公社へ派遣（H16.4～H17.3）：1名

「公社等外郭団体の人事交流に関する協定書」を締結（公社等連絡協議会（H17.3～）

平成17年4月 転籍1名（下水道公社へ）

【計画どおり実施】



## 安心生活サポート事業の概要

福島県住宅供給公社

安全で安心できる居住環境が求められる今日、公社では、安全で安心な住宅団地の形成を図るため、警備保障会社とホームセキュリティサービスに関する提携を行うとともに、分譲宅地を新たにご購入いただいた方に対して、ホームセキュリティサービスの費用を支援することといたしました。

記

### 1 安心生活サポート事業の対象団地及び対象者

公社が現在分譲を行っている郡山東部ニュータウン（郡山市）、松長団地（会津若松市）、北町ニュータウン（原町市）及びふたばパークヒルズ（双葉町）において、平成17年2月1日以降、公社と直接、分譲宅地の譲渡契約を締結した方となります。

### 2 安心生活サポート事業の内容

お客様が、提携警備保障会社とホームセキュリティ契約を行い、警報機器及び設置工事の費用並びに警備サービスの5年分以内の費用を一括お支払いいただいた後に、お客様の申請に基づきまして、その費用を50万円限度に公社からお客様にお支払いいたします。

### 3 ホームセキュリティサービスの概要

提携警備保障会社が行う「ホームセキュリティサービス」及びオプションサービスとなります。なお、サービスの概要は次のとおりです。

非常通報サービス：身の危険を感じた時や急病などの緊急事態に通報できます。

侵入監視サービス：ドアのこじ開けや窓からの侵入を感知します。

火災監視サービス：不在時も火災を感知、ガードセンターに自動通報されます。

ヘルスケアサービス：無料で健康、介護等の電話相談ができます。

位置情報検索サービス：端末機を持っている方の現在位置が確認できます。

### 4 現在お住まいの方に対するサービス

現在団地にお住まいの方につきましても、警備保障会社との提携により、ホームセキュリティサービス買上契約の場合、警報機器料金が10%、工事費用が35%割引となります。また、レンタル契約の場合は工事費用が35%割引となります。

## 公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	福島県道路公社	担当組織名	土木部道路領域道路画グループ
-----	---------	-------	----------------

### 基本的方向を踏まえた改革目標

#### 【目標】 道路公社の在り方検討

県は、存廃も含め、道路公社の在り方について検討し、できる限り早く結論を出す。

#### 《定款上の事業内容》

- 1 目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 福島県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路（道路法に規定する道路のうち高速自動車道国道を除く。）の新設改築、維持、修繕、道路法第13条第1項に規定する災害復旧その他の管理を行うこと。
  - (2) 国、地方公共団体、日本道路公団若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき前号の道路の管理と密接な関連のある道路（道路法第3条に規定する道路をいう。以下(6)号において同じ。）の管理を行い、又は委託に基づき土地区画整理法に基づく土地区画整理事業のうち地方道路公社施行令（以下「施行令」という。）第3条で定めるものを行うこと。
  - (3) 第(1)号に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。
  - (4) 第(1)号の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他の施行令第4条で定める施設の建設及び管理を行うこと。
  - (5) 前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。
- 2 前項の業務のほか、福島県知事の許可を受けて次の業務を行う。
  - (1) 前項第(1)号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他施行令第5条で定める施設（以下「事務所等」という。）を建設し、及び管理すること。
  - (2) 委託に基づき、前項第(1)号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し、及び管理すること。

### 進 行 管 理 体 制

「道路公社の在り方の検討」については、土木部において進行管理を行う。

「道路公社経営方針に基づく具体的方策の検討」については、公社が県と調整を図りながら、進行管理を行う。

運営状況など全般的な事項については、県が、毎年度1回調査を行うとともに、定期的に有識者で構成する第三者機関による統一的・客観的な点検評価を実施し、必要に応じて助言等を行う。

## 取組実績と今後の取組み

### 【目標 道路公社の在り方検討】

庁内関係部署を含めて、道路公社の現状、課題を整理し、懇談会等の活用も含め、具体的な進め方等を決定し、今後の在り方について検討する。

#### 1 福島県有料道路事業検討会の開催（H17.1.20）

平成16年10月29日に公社等外郭団体見直し部会において、福島県道路公社の基本的方向が修正されたことを受け、庁内関係部署で構成される福島県有料道路事業検討会を開催し、現状や課題、問題点の整理等を行うとともに、存廃も含めた道路公社事業の今後の在り方を検討するため、平成17年度において外部有識者で構成される懇談会を開催することを決定した。

【計画どおり実施】

#### 2 「福島県道路公社事業の在り方に関する懇談会」の設置・検討

〔審議予定〕

回数	開催時期	審議内容
1	17.5.23	「道路公社事業の現状と課題」
2	6月中旬	「検討に当たっての論点整理」
3	7月上旬	「道路公社事業の今後の展開」
4	8月下旬	「懇談会の取りまとめ」
5	9月中旬	「最終報告書による提言」

〔懇談会委員の構成〕

学識経験者：3名、利害関係者：6名、公募委員：2名

#### 3 道路公社の在り方の決定（県・公社）

懇談会の提言を受け、関係機関と調整の上、道路公社の在り方について、平成17年度中に県の方針を決定する。

〔参考：借入金の内訳(H16年度末)〕

（単位：百万円）

区分	路線	出資金	借入金			合計	無料開放期
			県	県以外	計		
1	プール3路線 スカイライン ゴールドライン レークライン	525	0	1,136	1,136	1,661	H25.7.25
		0	717	0	717	717	
			0	0	0	0	
2	母成グリーンライン	159	1,026	0	1,026	1,185	H18.9.1
3	那須甲子有料道路	140	1,639	0	1,639	1,779	H20.9.1
4	福島空港道路	790	237	2,192	2,429	3,219	H43.3.27
合計		1,614	3,619	3,328	6,947	8,561	

備考1 出資金は、各路線建設時に県が出資したもので、公社の資本金に当たる。

2 借入金のうち、県からの借入金は運営資金等、県以外からの借入金は建設資金である。

3 路線毎に収支管理されるため、収益を他の路線の借入金返済に充てることはできない。

《道路公社経営方針に基づく具体的方策の検討・実施》

平成16年3月に公社が策定した「道路公社経営方針」に基づき、具体的な施策の検討を行い、可能なものから実施するとともに、県が実施する検討結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

〔経営方針の推進状況〕

通行料金収入増加策の検討

ホームページを活用した観光PR

天候や見どころ等の四季折々の最新情報の随時提供

各観光協会や関連団体のホームページから道路公社のホームページへのリンクを要請

年度アクセス件数:120,440件( 年度 77,645件)

市町村・観光団体等の開催するイベント等への参加と連携

各種イベントにおけるリーフレットの配布等によるPRの実施

福島県PRイベント(東京都渋谷区(電力館)H16.7.18)

(主催 株ふくしまFM)

「魔女の瞳」を訪ねようウォークラリー(浄土平～一切経山 H16.7.25)

(主催 ロマンティック吾妻協議会)

JH交流イベント(安達太良SA H16.7.31)

(主催 「人・街・ハイウェイ」福島地域連絡会)

道路ふれあい月間街頭キャンペーン(福島駅東口 H16.8.6)

(主催 国土交通省、JH、福島県、福島市)

道路展2004(道の駅あだちH16.8.29)

(主催 福島県)

あぶくま高原道路平田IC～小野IC 開通記念イベント

(あぶくま高原道路・平田IC H16.10.31)

(主催 あぶくま町村交流会)

福島県物産展(東急百貨店・東横店(東京都渋谷区) H17.2.27)

(主催 福島県、(財)物産プラザふくしま)

美しい道フォトコンテスト入賞作品の展示会

県庁ロビー H16. 4.12～ 4.23

裏磐梯ロイヤルホテル等で実施 H16. 7. 9～ 9.22

JR福島駅 H16. 7.12～ 7.20

コラッセふくしま H16. 9. 9～11. 9

ラジオ放送による有料道路の案内(新規)

新潟放送により、7月と10月の週1回 1ヶ月間

新聞等への掲載

埼玉新聞「夏の福島特集」(H16.6.29)

新潟日報「夏の観光特集」(H16.7. 3)

ニューファミリー京葉・千葉(H16.7.23)

リビング福島 掲載日(H16.7.7・H16.10.6)

リビング埼玉 掲載日(H16.10.6)

リビングふなばし・ならしの(H16.10.6)

リビング仙台(H16.10.6)

県内外の道の駅、観光協会、高速道路SA等においてリーフレット、ポスター、有料道路情報チラシ等の配布

有料道路回数券の販路拡大（H16新規契約7件）

有料道路を活用したイベントを地元と連携し、次年度以降の実施に向け調整・検討する。（H17）

利用者への便益向上のため、既存の調査と合わせアンケートなどにより利用者のニーズを把握し、18年度以降の対応策を検討する。（H17）

スカイラインにおける関係他機関との協議により、各種課題を検討し、できるものから順次実施していく。（H17）

#### 有料道路の魅力向上施策の推進

##### 景観良好地点の環境整備

スカイラインの不動沢橋駐車場整備と双竜の辻環境整備を実施（H16）

磐梯吾妻レークライン三湖パラダイス、磐梯山ゴールドライン幻の滝附近の駐車場の整備（H17）

レークライン中津川渓谷の環境整備のため、関係機関と調整（H17）

#### その他の事業の検討等

##### 防災対策（スカイライン霜降地区）の検討

平成16年度に調査・検討スケジュールを策定し、それに基づく予備調査を実施し、また第1回専門委員会を開催

スカイライン霜降地区において、今年度現地調査を実施するとともに、専門委員会により今後の検討方針を審議（H17）

##### 県管理道路受託事業

一般国道115号（土湯道路）維持管理業務（H16.4～）

あぶくま高原道路の7・8工区の維持管理業務（H16.12～）

##### その他事業の検討

道路公社の専門知識を活かした新たな取組の検討

#### 業務運営体制の効率化等

道路公社総務部長を不補充・土地開発公社総務部長を併任発令（H16.4～）

適正な人員の配置、FF型組織の実施について、検討を進める。（H17）

平成17年度から2名の監事のうち1名を民間人（公認会計士）から任命し、監査機能の強化を図る。（H17）

空きの多い駐車場の営業廃止や附帯施設管理委託の見直し、料金収受業務公募制導入の検討を進める。（H17）

## 公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	財団法人福島県建設技術センター	担当組織名	土木部企画技術領域土木企画グループ
-----	-----------------	-------	-------------------

### 基本的方向を踏まえた改革目標

#### 【目標】 組織・人員体制の見直し

公共事業の動向やセンターの役割を踏まえ、事業の確保を図りながら、事業内容・事業量等の変化に柔軟でより効率的に対応できる組織・人員体制について検討し見直しを行う。

#### 《寄附行為上の事業内容》

- 1 建設事業に関する研究及び相談
- 2 建設事業に関する調査、試験・研究、設計及び監理の受託
- 3 建設事業に関する研修

### 進 行 管 理 体 制

毎年度、次により実施項目の進行管理を行う。

総括責任者：専務理事

副総括責任者：常務理事

事業確保、事業内容・事業量等及び組織・人員体制の見直し担当者：  
各部長、試験研究所長、会津支所長、原町事務所長

運営状況など全般的な事項については、県が、毎年度1回調査を行うとともに、定期的に有識者で構成する第三者機関による統一的・客観的な点検評価を実施し、必要に応じて助言等を行う。

## 取組実績と今後の取組み

### 【目標 組織・人員体制の見直し】

#### 1 組織改正等の実施(H17.4.1)

事業内容等の変化への対応及び効率的な業務執行のため、組織改正を実施するとともに、適正な人員配置を行った。

#### 〔組織改正等の概要〕

年度	組織体制	人員配置
16年度	4部3所10課3室（詳細：P31）	107名
17年度	3部3所10課2室（詳細：P32）	98名（9）

#### 〔組織改正の考え方〕

技術管理部、建設事業相談室を業務再編により廃止し、組織のスリム化を図った。  
トンネル、橋りょう等高度で専門性の高い業務に対応するために、建設部に構造技術課を設置した。

部課名を業務内容に則した名称に変更した

(例) 計画設計第五課 水道課 など

【計画どおり実施】

#### 2 「事業見直しに関する行動計画」等に基づく事業の進行管理

##### 受託方針の進行管理

平成15年3月に公社が策定した「事業見直しに関する行動計画」（受託方針）に基づき、市町村からの受託事業（受託件数77件：32市町村）について、統括責任者である専務理事が中心となり、受託方針の遵守状況について審査を行うとともに、企画運営会議に報告し、進行管理を行った。

#### 〔受託方針の考え方〕

センターの持つ公的補完・支援機関としての特質及び多様な支援方策を活かし、市町村における一時的な事業量の増大や事業の難易度により技術的執行体制が整わない場合に、各市町村の要請に応じて受託する。

(詳細：P33)

##### 試験研究実施計画の進行管理

「試験研究実施計画」に基づき、試験調査業務及び技術研究業務について、関係機関との調整による事業執行の平準化、業務量の変動に応じた両部門の相互応援態勢の確立等効率的な業務執行に努めた。

#### 〔試験研究実施計画の骨子〕

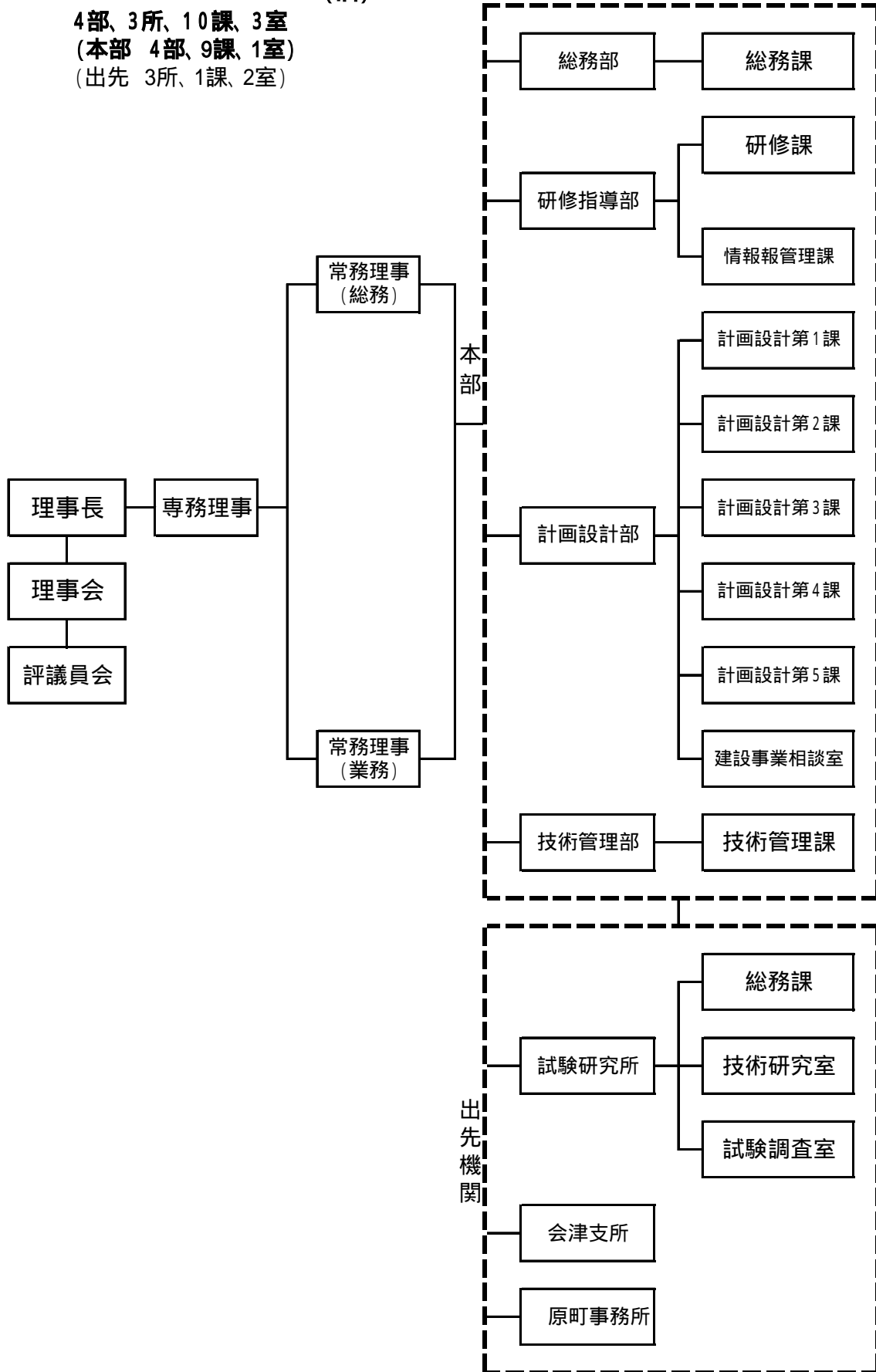
公共工事の品質確保のための材料試験及び土木行政の技術支援のための技術研究について、適正人員による業務執行、経費の縮減、事務改善等業務効率化に努めながら、公的試験研究機関としての役割を的確に果たす。

(詳細：P34)

# 財団法人福島県建設技術センター組織

(旧)

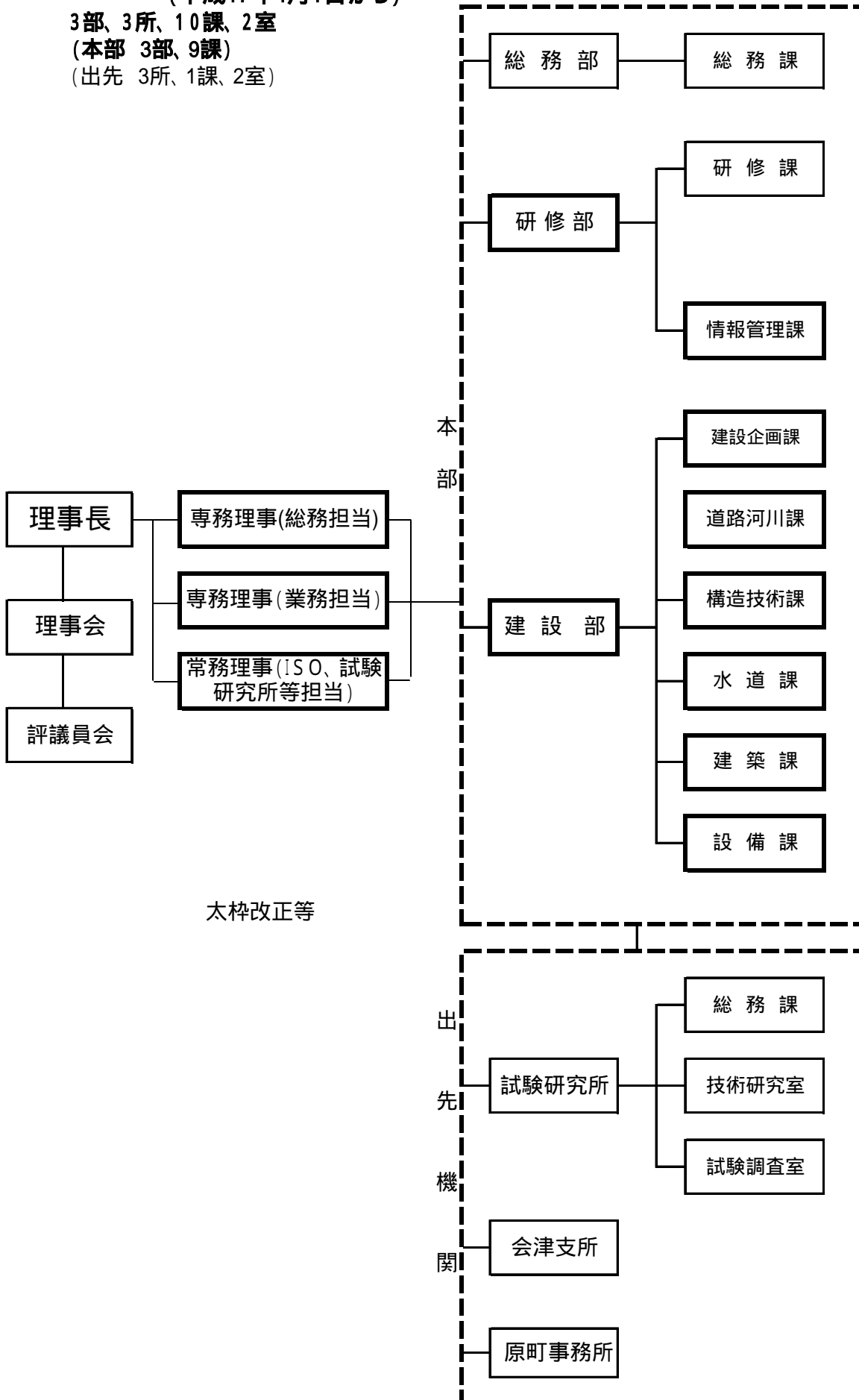
4部、3所、10課、3室  
 (本部 4部、9課、1室)  
 (出先 3所、1課、2室)





(平成17年4月1日から)

3部、3所、10課、2室  
(本部 3部、9課)  
(出先 3所、1課、2室)



# 業務見直しに関する行動計画(抄)

平成15年3月31日

財団法人福島県建設技術センター

## 第2章 市町村事業の受託

### 第2節 市町村事業の受託方針

#### 1 センターの受託事業の特質

- (1) センターは、建設事業に関する技術及び事務の改善向上を図り、県内建設事業の振興発展に寄与することを目的として、昭和53年4月に県と市町村からの出捐を受けて設立された公益法人である。
- (2) 建設事業執行に伴う発注者の適正な判断に必要な信頼性の有る情報、資料等を公正・中立な立場で提供する公的支援機関である。
- (3) 公的立場での独立性を保持しており、工事発注用設計書の積算など、公正・中立を必要とする業務に適する。
- (4) 一定の建設技術能力を有する技術者を確保しており、市町村の技術職員を補助して技術的な指導や審査を支援する機関である。
- (5) センターは、公共事業に関する補完・支援について、これまでの経験と実績に基づく遂行能力を蓄積しており、計画段階における住民協働に係る事務や関係機関との協議、調整事務など、公的立場での発注者支援に精通している。

#### 2 市町村事業の受託方針

市町村における一時的な事業量の増大や事業の難易度により技術的執行体制が整わない場合、技術職員の増員等よりも、センターに委託する方が効率的で経費の縮減が図られることから、センターの持つ公的補完・支援機関としての特質及び多様な支援方策を活かし、主として以下の場合に市町村の要請に応え受託する。

- (1) 発注事例が少ない特殊な構造物、工法、機材や複雑な仮設などを含む工事について、高度な技術的判断を要する場合や積算に困難が予想される場合
- (2) 関係機関との協議や補助事業の申請業務を含め企画段階から設計、積算、工事発注、工事管理、維持管理までの一連の業務執行に困難が予想される場合
- (3) 災害等、緊急に調査から工事管理等の業務の対応が必要な場合

## 第3章 試験研究実施計画

### 第1節 実施方針

これからの社会資本整備においては、量から質の追求、画一性から地域の独自性・個性などの社会要請に対応することが必要となっている。また、公共工事における十分な品質確保などに対して市町村への技術支援も必要となっており、公的試験研究機関の果たす役割がますます重要である。

県の建設技術方針の中では、適正な工事の監理・検査を確保するため、材料及び施工等における品質内容について、公正性・中立性を主眼に、より吟味された試験・評価が求められている。また、建設行政上の種々の調査課題が提起されており、この推進のために産学官の連携も必要となっている。

これら、行政課題に対しセンター試験研究所は、公的試験研究機関として中立性・公正性・公平性の確保に努め、質の高い社会資本整備を支援するとともに、業務の効率的な推進を図ることとする。

### 第2節 実施計画

#### 1 試験調査業務

県の公的試験機関と位置づけられており、公共工事の品質確保のための材料試験を実施し行政の代行・補完的役割を担うこととする。

#### 2 技術研究業務

土木部建設技術推進方針を踏まえ、「社会資本の維持修繕」、「環境の保全」、「リサイクルの推進」等の行政課題に的確に対応し、中立性・公平性・全県的な統一性等が求められる調査について実施する。

### 第3節 業務効率化

行政の多様な課題に対応するため、公的試験研究機関の果たす役割は今後、さらに重要かつ不可欠なものであり、県から期待される役割のほか、市町村への技術支援面からもその役割を積極的に果たしていくため、より一層効率的な業務執行を図ることとする。

また、業務の効率化を図るため、以下のような項目について努めていくものとする。

- 1 適正な人員体制による執行
- 2 業務経費の縮減と事務改善
- 3 年間を通じた業務の平準化
- 4 職員間の連携による効率的な業務執行
- 5 その他、業務効率化に必要と認められる事項

## 公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	財団法人福島県下水道公社	担当組織名	土木部都市領域下水道グループ
-----	--------------	-------	----------------

### 基本的方向を踏まえた改革目標

#### 【目標 1】 指定管理者制度を含めた管理運営方法の検討

県は、流域下水道の維持管理業務について、民間活力の活用及び経費削減を図る観点から、当該業務の全般的な見直しを行い、指定管理者制度への移行も含め、今後の管理方針を検討する。

#### 【目標 2】 経営体制の更なる効率化策の検討及び受託事業業務の進行管理

下水道公社は、市町村下水道事業を総合的に支援する観点から、受託事業業務の進行管理に努めるとともに、経営体制の更なる効率化策を検討する。

---

#### 《寄附行為上の事業内容》

- 1 下水道技術の調査・研究
- 2 下水道技術者の養成
- 3 県民に対する下水道知識の普及・啓蒙
- 4 流域下水道の維持管理業務等の受託
- 5 下水道に係る設計及び管理等の受託
- 6 下水道に係る水質分析業務等の受託

### 進 行 管 理 体 制

目標 1 は、土木部において進行管理を行う。

目標 2 は、公社において、次により実施項目の進行管理を行う。

総括責任者　：　常務理事（総務）

副総括責任者：　常務理事（業務）

運営状況など全般的な事項については、県が、毎年度 1 回調査を行うとともに、定期的に有識者で構成する第三者機関による統一的・客観的な点検評価を実施し、必要に応じて助言等を行う。

## 取組実績と今後の取組み

### 【目標 1 指定管理者制度を含めた管理運営方法の検討】

#### 1 今後の管理方針の検討

指定管理者制度を含めた 民間活用が可能な業務内容や課題を整理する。

個別業務内容の見直し（県）

- a 流域下水道維持管理業務について、「事実行為としての業務」と「公権力の行使に係る事務」に区分し整理した。（H17年3月）

指定管理者制度の適用又は包括的民間委託（性能発注方式に加え複数年契約）が可能な業務	県自ら行うべき主な業務
処理場、ポンプ場、管渠、汚泥処理施設等の運転・保守・点検 施設機能の維持修繕 施設の管理的業務 （下水道台帳の修正・補完、維持管理資料の作成等） 下水道の普及啓発業務	財産管理 （県有財産の取得・処分、行政 財産使用許可、下水道台帳の調製等） 施設の大規模な補修等工事 維持管理等経費市町村負担金の徴収 委託業務の監督

【計画どおり実施】

- b 先進事例との比較検討等により、指定管理者制度の適用や包括的民間委託が可能な業務範囲を精査する。（H17年度内）

指定管理者制度適用の課題等の整理（県）

- a 都道府県下水道主管者会議（H16年10月）における議論などを参考として、課題を整理した。（H17年3月）

#### 〔主な課題〕

- 管理施設改修等（突発修繕及び計画修繕）執行（経費負担）主体（県又は受託者）の決定基準の設定
- 処理場等管理物件故障等による損失補償、第三者への損害賠償、不可抗力による損害負担のあり方の整理
- 受託者倒産や業務不履行への対応の検討
- 受託者選定に必要な設計・積算業務のための体制整備
- 効率的・効果的な業務監視のための評価指標等の導入

#### 〔各都道府県の対応(H17.3現在)〕

- 指定管理者制度の導入状況
- ・導入(H18.4)予定 11県
  - ・検討中 11都道府県
- 包括的民間委託の導入状況
- ・導入済 2県
  - ・導入予定 1県

【計画どおり実施】

- b 国土交通省が今年度全国規模で実施予定の「包括的民間委託及び指定管理者制度に関する実態調査」等を参考に、課題等の対応策や制度導入の効果を具体的に検討する。

## 【目標2 経営体制の更なる効率化策の検討及び受託事業業務の進行管理】

### 1 経営体制効率化策の検討

組織体制及び人員体制の検討（公社）

県における今後の民間活力の活用、指定管理者制度への移行に係る検討を見極めながら、「下水道公社の次世代のあり方プラン（仮称）」を策定する。（H17年度内）

ISO14001規格の遵守等による経費の節減

ISO14001において、電気、特A重油、コピー紙の使用量の目標値を設定し、削減に取り組むことにより経営の効率化を図った。

電気使用量	3 処理場：目標達成(目標値の 94.5%) 本社：目標未達成 (目標値の102.3%)
特A重油使用量	目標達成(目標値の97.6%)
コピー紙使用量	目標達成(目標値の83.6%)

【計画どおり実施】

市町村支援内容の多様化に対応できる公社職員の育成

#### a 技術的専門研修への積極的参加及び各資格の取得

日本下水道事業団、日本下水道協会主催の技術的専門研修への参加（計28名）

公社の資格取得助成金により、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者等の資格取得を支援（計5名）

#### b 自治研修センターを活用した研修

プロパー職員の資質向上のために、新規採用職員研修、ステップ1～3研修、OJL研修を受講（計7名）

#### c 職場研修の充実

公社独自の研修項目として、接遇研修を実施した。（37名参加）

市町村支援内容充実のための検討（「排水設備工事検査補助等支援業務」調査研究）

今後、県内の多くの市町村において、排水設備事務の効率化の検討が進められていくことを勘案し、市町村における排水設備工事に係る工事検査等の業務について、新たな支援事業として調査研究を行った。

【計画どおり実施】

### 2 受託方針に基づく事業の管理（公社）

受託方針に基づく事前審査

市町村事業に関する設計等の「受託方針」に基づき、市町村からの委託案件について進行管理票を作成し、常務理事（総務担当）を管理責任者として、受託方針の遵守状況について随時検証を行った。 [審査件数 49件 受託件数 49件]

〔受託方針の考え方〕

公社の持つ下水道行政を補完する公的支援機関としての立場を踏まえ、市町村において事業の難易度等により技術的執行体制が整わない場合に、各市町村の要請に応じて受託する。 (詳細：P38)

受託成果に対するフォローアップ評価（H17.3～）

#### a 受託成果に対する評価を把握し、業務執行の今後の参考とするため、平成16年度に受託した市町村に対し、設計等受託業務に係るアンケート調査を実施した。

対象市町村数：16 回答市町村数：16（回答率＝100%）

アンケート結果の概要

公社納品成果品の満足度  
約90%の市町村が「満足している」との回答

- 公社へ委託するメリット
- ・「技術的に高度な工法の積算委託が可能」
  - ・「市町村に不足している技術者等の業務執行体制の補完が可能」など
- 公社へ期待する業務等
- ・「設計積算業務（約半数）」
  - ・「変更設計積算業務」
  - ・「設計業務等執行体制のさらなる充実」 など

b 平成16年度から実施している受託市町村毎のフォローアップ評価を発展させ、定型的な評価シートを作成して受託案件ごとに評価するとともに、受託市町村のニーズも把握する。(H17～)

## 受託方針(抄)

平成15年3月4日  
財団法人福島県下水道公社

### 1 市町村支援のあり方

福島県下水道公社は、下水道に関する知識の普及及び啓蒙等の事業を行うとともに、県が設置する流域下水道の維持管理業務等を受託することにより、県又は市町村が実施する下水道事業の振興を図り、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に寄与することを目的として設置されたものである。

このような当公社の設立目的を踏まえ、特に、技術的、専門的な設計・積算業務に係る技術職員が不足している市町村にあっては、多数の関係技術者を擁する当公社が企画調査、計画、設計・積算、施工監理から維持管理までの技術的な面を含め、下水道に関して総合的に支援することが求められている。

このため、今後においても、専門技術者の少ない県内市町村の下水道事業の普及・発展のため、行政的、技術的に公的立場で支援を行っていくものとするが、事業の受託に当たっては民間との役割分担の観点から次のとおり方針を定める。

### 2 市町村事業の受託方針

市町村設計業務受託事業については、公社設立の趣旨に則り、福島県の下水道行政を補完する公的支援機関としての立場を踏まえ、県内各市町村よりの要請に基づく事案について、民間との役割分担の観点から、次の場合に市町村に対し協力・支援を行うこととする。

(1) 当該市町村の発注業務での事例が少ない大規模事業や特殊な構造物、工法、機材、仮設等を含む工事で積算に手間や困難が予想される事案、さらには災害復旧事業等緊急に技術職員の対応が必要な事案など、市町村内部に行政的、技術的な指導、判断、審査等を行う技術職員の体制整備が困難な場合。

このような事案においては、行政行為の補助的役割が受託者に求められるため、中立性が高く、かつ当該業務に係る特定の経験及び知識が豊富な当公社において受託する。

(2) 事業の補助採択、関係機関協議などの行政事務や工事内容に技術的に困難が予想される事業。

これら業務は、公共性が高く、多くの者からの技術、情報等の収集や、多くの者が有する技術に関する公平な評価・選定、コーディネート等を必要とし、中立性、公平性がより強く求められるため、市町村の要請に応じて企画段階から工事管理、検査までの一連の業務を当公社において受託する。

## 公社等外郭団体の基本的方向の修正

### 基本的考え方

公社等見直しに関する今後の進め方(平成16年9月30日公社等外郭団体見直し部会決定)に基づき、公社等見直し実行計画の進捗状況、公の施設の新たな管理方法、「公社等関与指針」に基づく県関与のあり方の見直し等を総合的に勘案し、必要な修正を行う。

### 基本的方向修正のポイント

#### 1 公の施設の管理を受託している公社等(10団体)

団 体 名	基本的方向修正の主な内容
(財)青少年育成・男女共生推進機構	公の施設に関する指定管理者制度が導入されることを踏まえ、更なるサービス水準の向上、管理体制や事業運営の一層の効率化を図り、主体的・自立的な経営体制の確立に自ら取り組む。  「公社等関与指針」に基づき、定期的な調査を実施するとともに、有識者で構成する第三者機関による点検評価の結果に基づき、必要に応じて助言等を行う。
(社福)県社会福祉事業団	
(財)産業振興センター	
(財)観光開発公社	
(財)物産プラザふくしま	
(財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団	
(財)都市公園・緑化協会	
(財)文化振興事業団	
(財)自然の家	
(財)ふくしま海洋科学館	

#### 2 現行の基本的方向で「統廃合」とされている公社等(4団体：再掲2団体)

団 体 名	基本的方向修正の主な内容
住宅供給公社	整理計画に基づき、平成20年度末に解散する。
(社)畜産公社	平成16年度末に(社)畜産振興協会と統合する。
(財)観光開発公社 (財)物産プラザふくしま	指定管理者制度への対応を最優先し、当面、統合を凍結する。

#### 3 現行の基本的方向で「管理部門の統合」とされている公社等(2団体)

団 体 名	基本的方向修正の主な内容
県土地開発公社 道路公社	県は、存廃も含め、公社等のあり方について検討し、早急に結論を出す。



#### 4 上記以外の団体の基本的方向の概要

団 体 名	基本的方向修正の主な内容
(財)ふくしま自治研修センター(自治研修センター)	自立型人材育成が求められていることや、公務員制度改革が進められていることなどを踏まえ、研修体系の見直しを実施する。
(シンクタンクふくしま)	政策提言機能と課題解決への支援機能を強化し、自治体の自立的な地域経営を支援する。
(財)農業振興公社	組織人員の適正化や経費節減等により、累積欠損金の縮減を図る。 長期保有地の早期処分を引き続き推進する。
(社)林業公社	県は、分収林事業の在り方について、県内有識者の意見を踏まえながら、早急に結論を出す。
(財)建設技術センター	公共事業が減少傾向にある中、事業収入の推移等を踏まえて、より効率的な組織・人員体制の確立を図る。
(財)下水道公社	県は、アウトソーシング実行計画を踏まえ、流域下水道の維持管理業務について、指定管理者制度移行を含め、管理の在り方を見直しを行う。 公社は、より効率的な経営体制の確立を図る。

#### 実行計画の取扱い

##### 1 公の施設を管理受託している公社等(10団体)

指定管理者制度の導入を踏まえ、公平な競争環境の整備を図る観点から、公社等の主体的・自立的な経営の確立に自ら取り組むことを基本とするため、今後、県として実行計画の進行管理は行わない。

なお、現行の実行計画上、県が実施主体となっている事項については、引き続き各部局が着実に取り組む。

##### 2 上記1以外で実行計画を策定している公社等(9団体)

公社等見直しの基本的方向の修正を踏まえ、引き続き県が一定程度関与する必要がある公社等については、年内を目途に、「実行計画」の見直しを行う。

##### 3 新たに「公社等関与指針」の対象とした公社(1団体：国際交流協会)

今後実施する点検評価の結果を踏まえ、必要に応じ、実行計画を策定する。

##### 4 上記1～3以外の公社等(3団体)

主体的、自立的な経営の確立に自ら取り組むことを基本とするため、県として実行計画の策定は行わない。

